

市政 トピックス

CITY TOPICS

6月22日(月)は 固定資産税・都市計画税 第1期および軽自動車税の 納付期限です

固定資産税は、毎年1月1日賦課期日といたします。(現在において、高浜市内に土地、家屋および償却資産(総称して「固定資産」といいます。))を所有している方が、その価格をもとに算定される税額を納める税金です。

都市計画税は、都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地および家屋の所有者に対して課税

される目的税です。この市街化区域では、道路や公園などの都市施設の整備を行う都市計画事業、宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業などが行われています。固定資産税および都市計画税の納税通知書は、合わせて送付されます。

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車、小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)、軽二輪、軽三輪、軽四輪、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

問合せ先

市役所税務グループ

☎ 52-11111(内線244、245、258)

6月22日(月)は 自動車税の納期限

4月1日現在で自動車をお持ちの方には、5月上旬に県から納税通知書が送付されますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

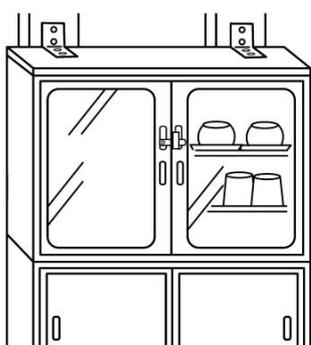
名義変更・廃車などの手続きを他の方に依頼した自動車について納税通知書が届いた場合、それらの手続きが3月末日までに行われていない可能性がありますので、ご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かない方は、県税事務所へご連絡ください。

ご注意 市の収納窓口では県税の収納の取り扱いはしていません。
問合せ先

県西三河県税事務所課税第二課
自動車税グループ
☎ 0564-2712712

家具転倒防止器具を 取り付けます



阪神・淡路大震災では、多くの方が家具類の転倒や落下、割れた食器類でケガをしたり、亡くなりました。

このことから、地震対策として私たちが最も手軽にできる有効な手段は、家具の転倒・落下を防ぐことです。

市では、次の方を対象に家具転倒防止器具の取り付けを行います。

対象者

- ① おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- ② おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、同居の家族にこれらの手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の方がいない世帯

申請方法

生活安全グループか、いきいき広場窓口で申請してください。

利用回数

年1回まで

作業時間

2時間以内

費用 取り付け費は無料です。
※材料費は、自己負担です。(器具の大きさにより異なります)

手続きに必要なもの

- ① 家具転倒防止器具取付申請書
- ② 家具転倒防止器具取付に係る確認書
- ③ 借家などの場合は賃借人の承諾書
- ④ 印鑑

※①②は、生活安全グループか、いきいき広場にあります。

問合せ先

- ・市役所生活安全グループ
☎ 52-11111(内線332、322)
- ・いきいき広場内地域福祉グループ
・保健福祉グループ
☎ 52-9871